

高松市

障がい者 ガイドブック

—— 令和7年4月 ——



お手持ちのスマートフォンやタブレットなどで二次元コードを読み込むと、各手続き（高松市公式ホームページ「もっと高松」障がい者の支援）へアクセスできます。

高松市障がい福祉制度の概要（令和7年4月1日現在）

高松市障がい福祉課（高松市役所2階23番窓口）〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 本庁舎2階

電話：087-839-2333 FAX：087-821-0086 メール：syoufuku@city.takamatsu.lg.jp

「高松市障がい者ガイドブック」はこちらの二次元コードを読み取ってください→



項目	ページ	制度名	年齢	身体(該当等級)							療育 (該当等級)	精神 (該当等級)
				目	耳	音声・言語	上肢	下肢	体幹	内部		
手当・年金・保険	3	特別児童扶養手当	19以下	おおむね1-3級(下肢のみ4級の一部分) ※1							Ⓐ A	
	3	児童扶養手当		国民年金及び厚生年金の障がい等級1級に該当する方(2級は診断書による判定)								
	3	特別障害給付金	20以上	国民年金の障がい等級1-2級に該当する方								
	3	障害基礎年金	20以上	国民年金の障がい等級1-2級に該当する方								
	7	特別障害者手当	20以上	常時、特別の介護を必要とする方								
	7	在宅障害者介護見舞金	20以上	1-2	2		1-2	1-2	1-2	1-2	Ⓐ A	1
	7	障害児福祉金	19以下	1-3	2-3	3	1-3	1-3	1-3	1-3	Ⓐ A ③	1-2
	8	障害児福祉手当	19以下	1	※2		1	1	1	1	Ⓐ	1
	8	香川県心身障害者扶養共済制度		1-3	2-3	3	1-3	1-3	1-3	1-3	全等級	全等級

※1 総合等級ではなく、身体障害者障害程度等級表の級。内部障がい、視野障がい、精神障がいは、医師の診断書が必要。

※2 状態によって対象になる場合があるため、障がい福祉課に問い合わせる必要有。

医療の支援	3	自立支援医療(育成医療)	17以下	全等級								
	3	後期高齢者医療制度への早期加入	65-74	1-3	2-3	3-4	1-3	1-3 ※3	1-3	1-3	Ⓐ A	1-2
	3	ひとり親家庭等の医療費助成		配偶者が1-2級(身体・精神)、ⒶA(療育)に該当する方								
	9	自立支援医療(更生医療)	18以上	全等級								
	9	自立支援医療(精神通院医療)		精神疾患の通院治療を受けている方								
	10	育成医療等負担費用助成		全等級								
	10	障害者医療費助成		1-4	2-4	3-4	1-4	1-4	1-3	1-4	全等級	
	10	障害者手帳等申請用診断書作成料助成		全等級								全等級

※3 下肢障害は4級で一定の障がいのある方も含む。

交通	3	交通機関の運賃割引		全等級								
	3	駐車禁止規制からの除外		心身に障がいをお持ちで歩行が困難な方								
	4	かがわ思いやり駐車場制度		1-4	2-3 平衡 3,5		1-4	1-6	1-5	1-4	Ⓐ A	1
	11	有料道路通行料金の割引		全等級							Ⓐ A	
	11	自動車改造費の助成					1-2	1-2	1-2			
	12	自動車運転免許取得費補助					1-4	1-4	1-3			
	12	障害者福祉タクシー助成制度 ※4		1-2	2		1-2	1-2	1-2	1-2	Ⓐ A	1-2
	12	障害者福祉タクシー助成制度 ※4		1-2	2		1-2	1-2	1-2	1-2	Ⓐ A	1-2
税金	4	所得税・個人住民税の所得控除		全等級								
	4	相続税の控除		全等級								
	4	贈与税の非課税		全等級								
	4	少額貯蓄の利子等の非課税(マル優)		全等級								
	4	個人事業税の非課税		全等級								
	13-14	自動車税・軽自動車税(種別割・環境性能割)の減免		事前に対象に該当するか、減免申請の窓口に御相談ください。								
公共料金など	4	青い鳥郵便はがきの無償配付		1-2	2		1-2	1-2	1-2	1-2	Ⓐ A	
	4	携帯電話基本使用料等の割引		全等級								
	4	NTT電話番号の無料案内(ふれあい案内)		全等級	全等級	全等級	1-2		1-2		全等級	全等級
	4	入園料等の減免		全等級								
	13	NHK放送受信料の免除 ※5		全等級								

※4 18歳以上の方は本人及び配偶者が非課税であること。補装具の交付等により車いす及び電動車いすを利用している方用の助成制度も有。

※5 全額免除・半額免除によって要件等が異なるため、NHKに問い合わせる必要有。

項目	ページ	制度名	年齢	身体(該当等級)							療育 (該当等級)	精神 (該当等級)
				目	耳	音声・言語	上肢	下肢	体幹	内部		
在宅支援	5	図書資料郵送貸出サービス		高齢者や身体障がい者、遠隔地に住んでいるなどの理由で、図書館を利用しにくい市民の方								
	5	サビエ図書館サービス		視覚障がい者等、活字による読書が困難な方								
	15-18	日常生活用具の給付		全等級							㊤ A	
	18	補装具		全等級						※6		
	19	あんしん通報サービス	64以下	1-2	2		1-2	1-2	1-2	1-2		
	19	在宅重度障害者訪問診査	18以上	1-2	2		1-2	1-2	1-2	1-2	㊤ A	
	19	住宅改修費の給付		1-2			1-2	1-3	1-3		㊤Aで 常時介護を 要する方	1-2
	20	身体障害者訪問入浴サービス	64以下	寝たきりで身体に障がいのある方								
コミュニケーション支援	5	図書館対面朗読サービス		目の不自由な方								
	5	意思疎通支援事業			全等級	全等級						
	5	点字・声の広報等		全等級								
	5	電話リレーサービス			全等級	全等級						
	20	手話通訳者設置			全等級	全等級						
	20	UDトーク設置			全等級							
	20	ヒアリンググループ設置			全等級							
保育・教育	5	保育所・認定こども園・幼稚園・地域型保育の入所入園	6以下	事前に対象に該当するか、各窓口にて御相談ください。								
	5	保育料又は副食費の減免	6以下									
	6	就学等教育相談	5-6									
	6	特別支援学級	15以下									
	6	通級指導教室	18以下									
	6	特別支援学校	18以下									
その他	6	市営住宅入居時の要件の緩和		1-4	2-4	3-4	1-4	1-4	1-3	1-4	全等級	全等級
	6	生活福祉資金の貸付		全等級								
	6	郵便等による不在者投票制度	18以上					1-2	1-2	1-3		
	21	ヘルプマーク・ヘルプカード		全等級								
	21	たかまつあんしんバンダナ(高松市避難所用バンダナ)		全等級								
	21	障がいのある方のための災害対応のてびき・障がいのある方をサポートするときの災害対応のてびき		全等級								
	21	災害時における障害者支援施設での受入れ		全等級								
	21	身体障害者補助犬給付	18以上	全等級	全等級		全等級	全等級	全等級			

※6 呼吸器又は心臓機能障がいの方が対象

サービス等 障害福祉	22-25	障害福祉サービス 軽減制度		全等級								
---------------	-------	------------------	--	-----	--	--	--	--	--	--	--	--

相談	26	障害者相談支援事業		全等級								
	26	障害者相談員		全等級								
	27	成年後見制度	18以上								全等級	全等級
	27	成年後見制度利用支援事業									全等級	全等級
	28	各種相談窓口		全等級								
	29	基幹相談支援センター		全等級								
	30	高松市障がい者虐待防止センター		全等級								

障がい福祉課以外の制度等一覧

窓口が障がい福祉課以外の制度等です。詳細は、各窓口に直接お問い合わせください。

市外局番(087)

手 当 ・ 年 金 ・ 保 険	特別児童扶養手当	精神又は身体に中度以上の障がいをもつ 20 歳未満の児童を養育している方に支給します。必要書類は障がいの内容等で変わりますので、事前にお問い合わせください。 ▶こども家庭課 26 番窓口 ☎839-2353	
	児童扶養手当	重度の障がいを持った配偶者がおり、18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある児童を養育している方に支給します。必要書類は個々のケースによって異なりますので、事前にお問い合わせください。 ▶こども家庭課 26 番窓口 ☎839-2353	
	特別障害給付金	次の①又は②に該当する方のうち、任意加入の対象だったが、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金 1 級又は 2 級に該当する障がいのある方。ただし、65歳到達前日までにその障がい状態に該当した方。なお障害年金を受給できる方は対象外。 ① 昭和 61 年 3 月以前に会社員等の配偶者だった方 ② 平成 3 年 3 月以前に学生だった方 ▶市民課 6 番窓口 ☎839-2322	
	障害基礎年金	国民年金加入中や 20 歳前に初診日がある病気やけがによって、65 歳到達日の前日までに、国民年金の障がい等級の 1 級・2 級のいずれかに該当する場合に、支給される年金です。初診日に加入していた年金制度により「障害厚生年金」「障害共済年金」があり、それぞれ申請先(相談先)が異なります。 ▶市民課 6 番窓口 ☎839-2322	
医 療 の 支 援	自立支援医療 (育成医療)	身体に障がいのある児童、又は現存する疾患を放置すれば将来的に障がいを残す可能性のある児童(18 歳未満)が、指定医療機関において、確実な治療効果が期待できる医療を受ける場合に対象となる制度です。 ▶健康づくり推進課 ☎839-2363 (高松市桜町一丁目 9-12)	
	後期高齢者医療制度 への早期加入	75 歳未満の方でも、後期高齢者医療制度に加入することができます。医療費が、1 割又は 2 割負担(ただし、現役並み所得者は 3 割負担)となります。 ▶国保・高齢者医療課 9 番窓口 ☎839-2315	
	ひとり親家庭等の 医療費助成	国民健康保険や社会保険に加入している方で、お父さん又はお母さんが身体障害者手帳の 1・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級若しくは、療育手帳④・A の所持者のうち、所得判定対象者(本人、被保険者、扶養義務者)の所得が一定の基準を超えない方は、医療費の助成が受けられます。 必要書類は、事前にお問い合わせください。 ▶こども家庭課 26 番窓口 ☎839-2353	
交 通	交通機関の運賃割引	種別に応じて、電車運賃、バス運賃、タクシー運賃、国内の航空旅客運賃、旅客船運賃が割引になります。 ▶各交通機関	
	駐車禁止規制からの 除外	心身に障がいをお持ちで歩行が困難な方等の使用する車両に対しては、駐車禁止規制の対象から除外されます。駐車禁止除外指定標章の交付を受けた上で、公安委員会が定めた「指定場所駐車禁止」の交通規制がある道路において駐車が可能です。 ▶最寄りの警察署 交通課	

	かがわ思いやり 駐車場制度	公共的施設に設置されている障がい者等用駐車場(車いすマークがある駐車場)を適正に御利用いただくため、障がいのある方や要介護認定を受けた高齢者、妊産婦など、移動に配慮が必要な方に、利用証を交付します。 ▶香川県 健康福祉総務課 地域福祉グループ ☎832-3280 FAX 806-0209 (〒760-8570 高松市番町四丁目 1-10 香川県庁 16 階)	
税金	所得税・個人住民税の 所得控除	申告により、所得税・個人住民税(市・県民税)の所得控除が受けられます。 ※障がい者本人の前年中の所得が 135 万円以下(令和2年度以前は 125 万円以下)の場合、個人住民税は課せられません。前年の12月までに身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を申請された方は、控除の適用を受けられる場合があります。 ▶個人住民税：市民税課 15 番窓口 ☎839-2233 ▶所得税：勤務先、 国税相談専用ダイヤル ☎0570-00-5901、 高松国税局 電話相談センター 聴覚障がい者用 FAX 831-3205	 住民税  所得税
	相続税の控除	相続人が障がい者である時は、85歳に達するまでの年数1年につき10万円(特別障がい者のときは20万円)が障がい者控除として、相続税から差し引かれます。 ▶国税相談専用ダイヤル ☎0570-00-5901 ▶高松国税局 電話相談センター 聴覚障がい者用 FAX 831-3205	
	贈与税の非課税	特定障がい者(特別障がい者及び一定の要件を満たす障がい者)の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障がい者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、6,000 万円(特別障がい者以外の方は 3,000 万円)までは贈与税がかかりません。 ▶国税相談専用ダイヤル ☎0570-00-5901 ▶高松国税局 電話相談センター 聴覚障がい者用 FAX 831-3205	
	少額貯蓄の利子等の 非課税(マル優)	元本が 350 万円までの預貯金等(預貯金、貸付信託、公社債等)の利子が非課税となります。 ▶預貯金先の各金融機関	
	個人事業税の非課税	重度の視覚障がい者(失明又は両眼の視力 0.06 以下の者)が行うあんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等医業に類する事業は課税対象外となります。 ▶県税事務所 ☎806-0310 FAX 806-0404	
	青い鳥郵便はがきの 無償配付	年に 1 回、はがき(20 枚)を無料で配付します。郵送でも申請できます。 ▶お近くの郵便局	
公共料金など	携帯電話基本使用料 等の割引	携帯電話の基本使用料と通話料等が減額される場合があります。 ▶各携帯電話会社	
	NTT 電話番号の無料 案内(ふれあい案内)	電話帳の御利用が困難な方を対象に無料で電話番号を御案内します。事前の登録が必要です。 ▶NTT 西日本ふれあい案内担当 ☎0120-104-174	
	入園料等の減免	公共施設や民間施設の入園料等が減免される場合があります。 ▶各施設	

在宅支援	図書資料郵送貸出サービス	身体に障がいがあり、図書館の利用が困難な方に、資料や朗読テープ・CDの郵送貸出を行います。貸出期間は発送日から3週間、貸出冊数は1回当たり5点(累計15点)までです。返却の送料は利用者の負担になります。 ▶高松市中央図書館 ☎861-4501 (高松市昭和町一丁目2-20)	
	サピエ図書館サービス	視覚障がい者等、活字による読書が困難な方に対して、サピエ図書館に登録されているデジータデータをCDにダウンロードして貸出します。また、サピエ図書館に個人登録された方は、御自宅のパソコンを利用し、デジータデータのダウンロードが可能です。 ▶高松市中央図書館 ☎861-4501 (高松市昭和町一丁目2-20)	
コミュニケーション支援	図書館対面朗読サービス	目の不自由な方のために対面朗読や朗読テープ・CDの貸出しを行っています。大きな活字の本と拡大読書器も用意しています。 ▶高松市中央図書館 ☎861-4501 (高松市昭和町一丁目2-20) ※以下、対面朗読のみ ▶高松市香川図書館 ☎879-8970 (高松市香川町川東上1865-13) ▶高松市夢みらい図書館 ☎833-7727 (高松市松島町一丁目15-1 たかまつミライエ2F)	
	意思疎通支援事業	重度の聴覚障がい者が社会生活を営む上で、意思疎通の支援を必要とする場合に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。費用負担はありません。 手話通訳者 ▶香川県聴覚障害者福祉センター (公益社団法人香川県聴覚障害者協会) ☎868-9200 FAX 050-3737-2905 (高松市太田上町405-1) 要約筆記者 ▶香川県要約筆記サークルゆうあい ☎050-3717-6566 FAX 883-6566	 手話通訳  要約筆記
	点字広報等	「広報高松」に掲載している主要な市政情報や香川県視覚障害者協会等からのお知らせなどを掲載した点字広報を、毎月1回郵送しています。 ▶広聴広報・シティプロモーション課 5階 ☎839-2161	
	声の広報等	「広報高松」に掲載している主要な市政情報や香川県視覚障害者協会等からのお知らせをCDに収録し、毎月1回郵送しています。 ▶広聴広報・シティプロモーション課 5階 ☎839-2161	
	電話リレーサービス	聴覚や発話に困難のある人と、きこえる人との会話を通訳オペレータが「手話」又は「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるができるサービスです。24時間365日、緊急通報機関への連絡が可能です。 ▶一般財団法人日本財団電話リレーサービス ☎03-6275-0912 FAX03-6275-0913 メール info@nftrs.or.jp	
保育・教育	保育所・認定こども園・幼稚園・地域型保育の入所入園	保護者や関係機関との連携を図りながら、子どもの発達や特性に応じた、適切な教育、保育を行います。集団保育が可能な0歳～就学前の児童が対象です。 ▶こども保育教育課 25番窓口 ☎839-2358	
	保育料又は副食費の減免	障がい児(者)のいる世帯は、所得に応じて、教育・保育施設等の保育料又は副食費の減免を受けられる場合があります。 ▶こども保育教育課 25番窓口 ☎839-2358	

	就学等教育相談	来年度、小学校へ入学する子どもを対象に、毎年 6 月～8 月頃、育児や就学などについて、特別支援教育の経験豊かな教職員等による教育相談を開催しています。手帳がない場合も御相談いただけます。事前の申込みが必要です。 ▶総合教育センター 支援係 ☎ 811-2163 FAX 811-2170		
	特別支援学級	障がいがあるために、通常の学級における指導では、十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために、居住地の小・中学校に特別支援学級を設置しています。手帳がない場合も御相談いただけます。 ▶総合教育センター 支援係 ☎ 811-2163 FAX 811-2170		
	通級指導教室	通常の学級に在籍している障がいの程度が軽い児童生徒に対して、障がいに応じた専門的な指導を行います。他校からの通級もできます。 ▶総合教育センター 支援係 ☎ 811-2163 FAX 811-2170		
	特別支援学校	比較的障がいの程度が重い児童生徒のための学校で、小学校・中学校・高等学校に対応して、小学部・中学部・高等部が設けられています。視覚支援学校、聴覚支援学校、香川中部支援学校には、幼稚部も設けられています。 ▶香川県教育委員会事務局 特別支援教育課 ☎ 832-3757 FAX 806-0232 (高松市天神前 6-1)		
その他	市営住宅入居時の要件の緩和	市営住宅入居時の要件を緩和します。 ▶市営住宅課 7 階 ☎ 839-2541 ▶高松市営住宅管理センター 7 階 ☎ 802-3660 県営住宅についても、同種の制度があります。 ▶香川県営住宅管理センター ☎ 832-3587 (高松市番町四丁目 1 番 10 号 県庁東館 7 階)		 市住 県住
	生活福祉資金の貸付	収入が少なく、必要な資金の融資を他から受けることが困難な世帯や障がい者等のいる世帯に対し、世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図ることを目的として、資金の貸付を行っています。ただし、償還する見込みがある世帯が対象です。申込後に審査があり、審査結果によっては、貸付できない場合があります。 ▶自立相談支援センターたかまつ(高松市社会福祉協議会分室) ☎ 802-1081 FAX 802-1082 (高松市番町二丁目 1-1 NTT 番町ビル 1 階)		
	郵便等による不在者投票制度	選挙の時に投票所に行くことが困難な方は、郵便等による不在者投票の制度が利用できます。事前の手続きが必要です。 ▶選挙課 ☎ 839-2644		

本ガイドブックのマーク表記

-  身体障がい者が対象
  知的障がい者が対象
  精神障がい者が対象
  難病患者等が対象
 窓口を設置している書類
 ホームページからダウンロードできる書類
 電話番号



マイナちゃんマークの表記がある制度では、窓口での本人確認が義務付けられています。
 ← 申請にはマイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカード、マイナンバー通知カード等)をお持ちください。
 ※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請にも必要です。

手当・年金・保険

特別障害者手当

身 知 精



対象者

- 20歳以上の在宅の重度障がい者で、次のいずれかに該当する方
- ① おおむね身体障害者手帳 1 級程度の障がいがある方
 - ② 重度の肢体不自由で、且つ日常生活に特別な介護が必要な方
 - ③ 心臓、じん臓、呼吸器等の内部障がいがあり、絶対安静が必要な方
 - ④ 知的又は精神障がいがあり、日常の動作・行動でほぼ全面的に介護が必要な方

※ただし、施設(有料老人ホーム等は除く)に入所している場合又は病院に 3 か月以上入院している場合は、支給の対象となりません。

※本人又は配偶者及び扶養義務者の前年所得が、限度額を超えている場合、手当が支給されません。

支 給

2・5・8・11 月の年 4 回、それぞれの支給月の前月分までを振り込みます。

支給は申請の翌月分からです。

窓 口

障がい福祉課 23 番窓口 ☎839-2333 又は各総合センター・支所

申請に必要なもの



- ① 認定請求書 窓
- ② 所定の診断書 窓
(医師の記載したもの)
- ③ 本人名義の振込口座(普通預金)の確認できるもの
- ④ 年金証書又は年金振込通知のはがき
(年金を受給している方のみ)
- ⑤ 身元確認書類

※障がいの部位や程度によっては、支給の対象とならない場合があります。詳しくは事前にお問い合わせください。

在宅障害者介護見舞金

身 知 精



対象者

20歳以上の身体障害者手帳 1 級・2 級、療育手帳④・A 又は精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方で、医師又は介護支援専門員(ケアマネジャー)の証明により、常に介護が必要と認められる人を在宅で介護している方。

障がい者、介護者ともに、高松市に 1 年以上居住している必要があります。

※65 歳以上の方は、長寿福祉課にも同様の制度がありますが、要件が異なりますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。
どちらか一方のみの支給となります。

支 給

3 月と 9 月の年 2 回、それぞれの支給月分までを振り込みます。

窓 口

障がい福祉課 23 番窓口 ☎839-2333
又は各総合センター・支所

申請に必要なもの

- ① 申請書 窓 (医師又は介護支援専門員(ケアマネジャー)による現在の障がいの状況を記載したもの)
- ② 介護する方の振込口座(普通預金)の確認できるもの
- ③ 最新の居宅サービス計画書(ケアプラン)の写し(介護支援専門員による証明の場合のみ)
- ④ 身元確認書類(代理人が申請する場合は委任状が必要)

障害児福祉金

身 知 精



対象者

高松市に引き続き1年以上居住しており、身体障害者手帳 1 級～3 級、療育手帳④・A・B、精神障害者保健福祉手帳 1 級～2 級のいずれかの手帳をお持ちの 20 歳未満の障がい児

支 給

毎年 8 月 31 日現在の対象者に、9 月 20 日頃
(ただし 9 月～3 月の申請については、申請月の翌月末) に振り込みます。

窓 口

障がい福祉課 23 番窓口 ☎839-2333 又は各総合センター・支所

申請に必要なもの

- ① 申請書 窓 HP
- ② 本人又は保護者名義の振込口座
(普通預金)の確認できるもの

障害児福祉手当

身 知 精



対象者

20歳未満の在宅の重度障がい児で、次のいずれかに該当する方

① おおむね身体障害者手帳 1 級又は 2 級程度の身体の機能の障害のある方

② 心臓、じん臓、呼吸器等の内部障がいがあり、長期安静が必要な方

③ 知的又は精神障がいがあり、日常生活に常時介護が必要な方

※ただし、施設に入所している場合又は障がいがあることを支給理由とする公的年金を受けている場合は、支給の対象となりません。

※本人又は配偶者及び扶養義務者の前年所得が、限度額を超えている場合、手当が支給されません。

支 給

2・5・8・11月の年 4 回、それぞれの支給月の前月分までを振り込みます。

窓 口

障がい福祉課 23 番窓口 ☎839-2333

又は各総合センター・支所

申請に必要なもの



① 認定請求書 窓

② 所定の診断書 窓

(医師の記載したもの)

③ 本人名義の振込口座(普通預金)の確認できるもの

④ 身元確認書類

※障がいの部位や程度によっては、支給の対象とならない場合があります。詳しくは、事前にお問い合わせください。

香川県心身障害者扶養共済制度

身 知 精



障がい者の生活安定を図るため、保護者に万一(死亡・重度障がい)のことがあった場合に、障がい者に終身一定額の年金を支給する制度です。

障がい者 1 人につき加入者 1 人 2 口まで加入できます。

加入者(保護者)の要件

障がい者(※)を扶養している保護者であり、次の要件を満たしている方

・加入年度の初日(4 月 1 日)に 65 歳未満であること

・特別な疾病や障がいがなく、生命保険契約の対象となる

健康状態であること

※障がい者の範囲

次のいずれかに該当し、将来独立自立することが困難であると認められる方

① 知的障がい者

② 身体障害者手帳 1 級～3 級をお持ちの方

③ 上記①又は②と同程度の精神又は身体に永続的な障がいのある方
(例:統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)

窓 口

障がい福祉課 23 番窓口 ☎839-2333

申請に必要なもの

① 加入等申込書 窓

② 加入申込者告知書

③ 加入者及び障がい者の住民票の写し

④ 障がい者の障害証明書(障害者手帳等)

⑤ 年金管理者指定届書(障がい者に年金管理が困難な場合)

⑥ ⑤を提出する場合、年金管理者と障がい者の関係を証明する書類(戸籍謄本等)

掛金額

加入するときの年齢により異なります。加入者の属する世帯が、次に該当する場合、申請により 1 口目の掛金が減免されます。

▶生活保護受給世帯：掛金の全額

▶市町村民税非課税世帯：掛金の 8 割

▶市町村民税所得割非課税世帯：掛金の 5 割

▶所得税非課税世帯：掛金の 3 割

▶加入者が 65 歳以上になり 20 年以上加入している場合は、掛金が免除になります。

※掛金が所得から控除される制度があります。詳しくは、下記にお問い合わせください。

▶国税相談専用ダイヤル ☎0570-00-5901

▶高松国税局 電話相談センター 聴覚障がい者用 FAX 831-3205

医療の支援

自立支援医療

更生医療、育成医療、精神通院医療を「自立支援医療」といい、県等が指定した医療機関で医療を受けた場合、医療費の一部を公費で負担する制度です。

自立支援医療(更生医療)



身体障がい者が、指定医療機関においてその障がいについて確実な治療の効果が期待できる医療(心臓手術・人工関節置換・腎移植・人工透析療法など)を受ける場合に対象となる制度です。

手続には1か月半～2か月かかります。

対象者

身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方

費用の一部負担

原則1割負担。

※ただし、医療保険単位の世帯の所得と症状(重度かつ継続に該当か非該当)に応じて、自己負担の上限月額が設定されます。また、一定所得以上の場合は対象外となる場合があります。

窓口

障がい福祉課 23番窓口 ☎839-2333
又は各総合センター・支所

申請に必要なもの



- ① 申請書 窓 HP
- ② 身元確認書類
- ③ 健康保険資格情報が確認できる次のいずれかのもの
健康保険証・資格確認書・資格情報のお知らせ・マイナポータル健康保険資格画面・個人番号(マイナンバー)が確認できる書類(マイナンバーカード、通知カード等)
- ④ 所得が確認できるもの
▶市町村民税課税証明書(医療保険の被保険者のもの、国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の場合は、加入者全員のもの)
※高松市で市民税の情報が確認できる方、又はマイナンバーの提示がある方は必要ありません。
▶障害年金や遺族年金を受給している場合、その収入が確認できるもの(年金証書、振込通知書、通帳など)
- ⑤ 医学的判定及び月別所要見込額内訳表(指定医療機関で記載されたもの)
- ⑥ 特定疾病療養受療証(お持ちの方のみ)

自立支援医療(精神通院医療)



精神疾患による通院に係る医療費の自己負担額を軽減する制度です。有効期間は1年以内です。更新は毎年必要で、有効期間の終了する日の3か月前からできます。

受給者証の交付を受けた後、受診する医療機関、医療保険、住所などを変更する場合には、その都度申請が必要です。

対象者

精神疾患のために通院し、医療を継続的に受ける方

費用の一部負担

原則1割負担。※ただし、医療保険単位の世帯の所得と症状(重度かつ継続に該当か非該当)に応じて、自己負担の上限月額が設定されます。また、一定所得以上の場合は、対象外となる場合があります。

窓口

障がい福祉課 23番窓口 ☎839-2333
又は各総合センター・支所

申請に必要なもの



- ① 申請書 窓
- ② 所定の診断書(指定医療機関で記載されたもの)
- ③ 健康保険資格情報が確認できる次のいずれかの書類
健康保険証・資格確認書・資格情報のお知らせ(右下を切り取っていないもの)・マイナポータル健康保険資格画面・本人及び被保険者の個人番号(マイナンバー)が確認できる書類(マイナンバーカード、通知カード等)
- ④ 身元確認書類
- ⑤ 所得が確認できるもの
▶市町村民税課税証明書(医療保険の被保険者のもの、国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の場合は加入者全員のもの)
※高松市で市民税の情報が確認できる方、又はマイナンバーの提示がある方は必要ありません。

育成医療等負担費用助成



対象者

育成医療や更生医療の認定を受け、国が定める自己負担額を支払ったとき、その費用を助成します。(障害者医療費助成対象者等は除く)

窓口

障がい福祉課 23 番窓口 ☎ 839-2333
又は各総合センター・支所

申請に必要なもの

- ① 申請書 窓 HP
- ② 領収書(原本)
- ③ 自己負担上限額管理票
- ④ 申請者本人名義の振込口座(普通預金)が確認できるもの(育成医療の申請者は、必ず保護者)
- ⑤ 育成医療受給者証(育成医療の場合のみ)

障害者医療費助成



障がい者に対して、保険診療の自己負担額(高額療養費、入院時食事(生活)療養費に係る標準負担額及び自費診療分は除く)を助成する制度です。

対象者

高松市に住民票があり、次の条件を全て満たしている方

- ① 健康保険に加入していること
- ② 生活保護を受給していないこと
- ③ 年齢制限を満たし、対象となる手帳を持っていること(右記参照)
- ④ 所得制限以下であること(下記参照)

※障がい者本人又はその扶養義務者及び配偶者の前年の所得が限度額を超えている場合、対象となりません。

所得の限度額

本人	約 360 万円
扶養義務者又は配偶者	約 628 万円

※扶養親族の人数などによって、限度額は変わります。
詳細はお問い合わせください。

窓口

障がい福祉課 23 番窓口 ☎ 839-2333
又は各総合センター・支所

対象となる手帳と年齢制限

対象となる手帳	・身体障害者手帳(1～4 級) ・療育手帳 ・戦傷病者手帳(特別項症～第 7 項症)
年齢制限	・上記手帳の交付日が、平成20年7月31日以前の場合 ▶年齢制限なし ・上記手帳の交付日が、平成20年8月1日以降の場合 ▶手帳交付日の年齢が65歳未満の方のみ

申請に必要なもの



- ① 申請書 窓 HP
 - ② 身元確認書類
 - ③ 上記の手帳
 - ④ 健康保険資格情報が確認できる次のいずれかのもの
健康保険証・資格確認書・資格情報のお知らせ・マイナポータル健康保険資格画面・個人番号(マイナンバー)が確認できる書類(マイナンバーカード、通知カード等)
 - ⑤ 住民税所得・課税証明書
- ※高松市で市民税の情報が確認できる方、又はマイナンバーの提示のある方は、必要ありません。対象者や必要な年度等については障がい福祉課までお問い合わせください。
- ⑥ 後期高齢者医療制度に該当している方は、本人名義の振込口座(普通預金)が確認できるもの

障害者手帳等申請用診断書作成料助成



障害者手帳等の再認定又は更新申請のため、医師の診断書を必要とする方に対し、診断書作成料を助成します。

※新規申請、障害変更、等級変更の申請は、対象となりません。

対象者

高松市に住民票上の住所があり、次のいずれかの申請のために医療機関から診断書の交付を受けた方。

ただし、生活保護及び中国残留邦人等支援給付を受けている方は、対象となりません。

- ① 身体障害者手帳の再認定申請
- ② 精神障害者保健福祉手帳の更新申請
- ③ 自立支援医療受給者証(精神通院医療)の再認定申請

窓口

障がい福祉課 23 番窓口 ☎ 839-2333 又は各総合センター・支所

申請に必要なもの

- ① 申請書 窓 HP
- ② 領収書原本
- ③ 本人名義の振込口座が確認できるもの
- ④ 対象者が 18 歳以上で本人以外の口座に振込む場合は、対象者の印鑑

くらしの助成・割引・免除

交 通

有料道路通行料金の割引



障がい者が運転又は同乗して、高速道路などを利用する場合に、通行料金が通常料金の半額になります。
割引の利用には有効期限があり、更新手続は割引有効期限の 2 か月前から可能です。
御自身で割引有効期限を御確認の上、更新手続を行ってください。

対象者 ※車両及び所有者要件があります。

対象者	運転者
身体障害者手帳 第 1 種	本人又は介護者
身体障害者手帳 第 2 種	本人のみ
療育手帳 ④・A	介護者のみ

窓 口

障がい福祉課 23 番窓口 ☎839-2333 又は各総合センター
制度に関して：NEXCO 西日本お客さまセンター（☎06-6876-9031 又は ☎0120-924-863）
申請済みの方や完了通知の確認：ETC 割引登録係（☎045-477-1233）

申請に必要なもの

※オンライン(ETC 利用のみ)や郵送でも手続きが可能です。

- ① 申請書 **窓**
- ② 身体障害者手帳又は療育手帳
- ③ 運転免許証(本人運転の場合のみ)

※マイナ免許証の場合は、マイナポータル又は「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りの上、顔写真が表示されている免許証の画面(スクリーンショット又は印刷も可)を御提示ください。

車両の事前登録をしない場合、④～⑦は不要

- ④ 車検証(電子車検証をお持ちの方は、自動車検査証記録事項も併せて必要)
- ⑤ 所有者が法人の場合は、割賦契約書又は長期リース契約書が必要
(ローン又はリースの支払いが完了している場合は所有者名を個人名に変更した車検証が必要)

ETC 利用申請の場合は、上記に加えて⑥⑦も必要

- ⑥ ETC カード(18 歳以上は、障がい者本人名義のもの)
- ⑦ ETC 車載器セットアップ証明書等

自動車改造費の助成



重度の身体障がい者が自動車を運転する場合において、本人名義の自動車の改造に要する経費を予算の範囲内で助成します。運転免許証に記載のある条件に関する改造に限ります。既に改造が完了したものは対象になりません。事前に障がい福祉課に御相談ください。

対象者

身体障害者手帳上肢、下肢、体幹機能障がいの 1 級・2 級をお持ちの 18 歳以上の方。ただし、本人及び世帯員について所得制限があります。

助成額

自動車の改造に要する経費(部品、取付け費用、消費税)
上限額：10 万円

窓 口

障がい福祉課 23 番窓口 ☎839-2333

申請に必要なもの



- ① 申請書 **窓**
- ② 身体障害者手帳
- ③ 見積書
- ④ カタログ
- ⑤ 車検証(電子車検証をお持ちの方は自動車検査証記録事項も併せて写しの提出が必要)
- ⑥ 運転免許証
- ⑦ 身元確認書類

自動車運転免許取得費補助



身体障がい者が、自動車運転免許を取得しようとするときの費用の一部を予算の範囲内で助成します。

既に取得されている方は対象となりません。事前に障がい福祉課に御相談ください。

対象者

身体障害者手帳(上肢、下肢、体幹機能障がい)1級～4級をお持ちの方で、
免許取得後改造自動車を必要とする方

助成額

自動車運転免許取得費用の3分の2 上限額：10万円

窓口

障がい福祉課 23番窓口 ☎839-2333

申請に必要なもの

- ① 申請書 窓
- ② 身体障害者手帳

障害者福祉タクシー助成制度



障がい者の自立及び社会参加を促進し、福祉の増進を図るため、障がい者福祉タクシー券を交付します。

障害者手帳を提示してのタクシー運賃の割引との併用が可能です。

対象者

18歳以上の方は、障がい者本人と、配偶者がいる場合は配偶者も市民税非課税の方のみ(18歳未満の障がい児については所得制限はありません。)

※65歳以上の方は、長寿福祉課にも同種の制度がありますが、要件が異なります。詳しくは、長寿福祉課(☎839-2346)へお問い合わせください。
どちらか一方のみの交付です。

窓口

障がい福祉課 23番窓口 ☎839-2333

又は各総合センター・支所・出張所(出張所での即時交付はできません。)

助成額

申請に必要なもの

※郵便でも手続きが可能です。

- ① 申請書 窓 HP
- ② 障害者手帳
- ③ 身元確認書類
(代理人申請時のみ)

対象者	1枚当たりの助成額	年間交付枚数
身体障害者手帳1級 療育手帳④ 精神障害者保健福祉手帳1級	670円	40枚 (※1)
身体障害者手帳2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳2級	670円	25枚
車いす利用者(※2)	670円	50枚
電動車いす利用者(※3)	1,170円	50枚

(※1) 病院等で人工透析を受けている方は100枚

(※2) ・補装具の交付により、車いすを利用している方

- ・下肢、体幹、移動機能、内部障害1級～4級の身体障害者手帳を所持している方のうち、介護保険を利用して車いすをレンタルしている方
- ・上記の身体障害者手帳を所持している方のうち、日常生活において車いすの利用なしには外出することが困難である方

(※3) ・補装具の交付により、電動車いすを利用している方

- ・下肢、体幹、移動機能障害1級～2級の身体障害者手帳を所持している方のうち、介護保険を利用して電動車いすをレンタルしている方
- ・上記の身体障害者手帳を所持している方のうち、日常生活において電動車いすの利用なしには外出することが困難である方

NHK 放送受信料の免除

身 知 精



対象者

- ▶全額免除：身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯員全員が市民税非課税の方
- ▶半額免除：世帯主が NHK 受信契約者で、かつ次のいずれかの手帳をお持ちの方
 - ① 身体障害者手帳1級・2級、又は視覚障がい、聴覚障がい
 - ② 療育手帳A・A
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級

申請に必要なもの

- ① 申請書 窓
- ② 障害者手帳
- ③ 印鑑

※半額免除事由に該当する方のみ、マイナンバーカードを利用した Web 申請ができます。

窓 口 障がい福祉課 23 番窓口 ☎ 839-2333 又は各総合センター及び NHK 高松放送局

提出先・お問合せ NHK 高松放送局 高松市錦町一丁目 12-7 ☎ 825-0150 FAX 825-0159

税 金

自動車税・軽自動車税(種別割・環境性能割)の減免

身 知 精

障がい者本人又は同一生計者等が運転し、障がい者のために利用される自動車に係る税金が減免されます。障がい者 1 人につき、普通車又は軽自動車いずれか 1 台に限ります。「事業用」は除きます。

普通自動車



減免申請の窓口 ※事前に、対象に該当するか、下記の減免申請の窓口に御相談ください。

▶自動車税(種別割)：県税事務所 高松市松島町一丁目 17-28 ☎ 806-0314 FAX 833-2388

▶軽自動車税(種別割)：市民税課 14 番窓口 ☎ 839-2233 FAX 839-2230

▶自動車税・軽自動車税(環境性能割)

普通自動車：県税事務所 高松市鬼無町佐藤 20-10 ☎ 881-3858 FAX 881-6443

軽自動車：一般社団法人全国軽自動車協会連合会 香川事務所 ☎ 870-6657 FAX 870-6658

軽自動車税



対象者

障がいの区分				本人運転	生計同一者又は 常時介護者が運転
身体障害者手帳	視覚障がい			1級～4級	1級～4級
	聴覚障がい			2級・3級	2級・3級
	平衡機能障がい			3 級	3 級
	音声機能障がい			3 級(喉頭摘出のみ)	—
	肢体不自由	上 肢		1級・2級	1級・2級
		下 肢		1級～6級	1級～3級
		体 幹		1級～3級・5級	1級～3級
		乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級・2級	1級・2級
			移動機能	1級～6級	1級～3級
内部障がい			1級～3級	1級～3級	
療育手帳				—	㊤・A
精神障害者保健福祉手帳 (自立支援医療受給者証所持者のみ)				—	1級

対象者	所有名義	運転者	用途	生計同一者又は 常時介護者運転の証明（※2）
18 歳以上の 身体障がい者	本人	本人	限定なし	不要
18 歳未満の 身体障がい者	本人又は 生計 同一者	生計同一者 又は 常時介護者 （※1）	次の①又は②のいずれか ① 障がい者の通勤、通学、通 院、通所、生業又は一時帰 省のために週 1 回 （又は月4回）以上かつ 3か月以上継続して使用 ② 障がい者の日常生活 （買物、交流活動等）のため に週1回程度使用	障がい福祉課発行のもの
知的障がい者 精神障がい者				知 障がい福祉課 発行のもの 精 健康づくり推進課 発行のもの

対象となる車両

（※1）「常時介護者」は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳のうち、いずれかの交付を受けている方のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する方に限ります。

（※2）生計同一証明又は常時介護証明の申請の窓口

生計同一者又は常時介護者運転の証明については、下記の窓口にお問い合わせください。

軽自動車税（種別割）は証明が不要です。

▶身体及び知的障がい者：障がい福祉課 23 番窓口 ☎839-2333 又は各総合センター

▶精神障がい者：健康づくり推進課 ☎839-2363 高松市桜町一丁目 9-12

※障がい福祉課・健康づくり推進課では、生計同一者又は常時介護者運転の証明の申請のみ受け付けします。

減免の申請はできません。必要な申請書類についてもお渡しできないので、事前に減免申請の窓口で入手してください。

生計同一者又は常時介護者運転の証明の申請に必要なもの

※自動車税（種別割）及び自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）の申請に限る。

- ① 証明願 窓
- ② 障害者手帳
- ③ 通院通学等証明書又は申出書（民生委員による確認が必要）
- ④ 運転免許証
- ⑤ 自動車運転計画書（常時介護者運転の場合のみ）
- ⑥ 誓約書（常時介護者運転のみ）

日常生活の支援

在宅支援

日常生活用具の給付

身 知 難



日常生活上の便宜を図るため、在宅生活している障がい者等に用具を給付します。給付を受けようとする場合、事前に申請が必要です。用品購入後の申請は受付できません。原則として、給付は1用具につき1回までです。

自己負担額

原則1割負担。ただし、世帯の所得に応じて、月額負担上限額が設定されます。

また、各用具に設定されている限度額を超えた部分についても、申請者の自己負担となります。

窓 口 障がい福祉課 23 番窓口 ☎839-2333 又は各総合センター・支所

申請に必要なもの

- ① 申請書 窓 ② 身体障害者手帳、若しくは療育手帳、又は難病患者等の方は医師の診断書
③ 見積書 ④ カタログ(品名と写真が入っているもの) ⑤ 身元確認書類

※点字図書の申請には、①②のほか、点字図書発行証明書が必要です。

※人工内耳用外部装置、及び人工内耳用電池の申請には、初回のみ人工内耳を装用している証明(装用カード等)が必要です。



対象者及び用具

身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方及び難病患者等の方

※医師意見書の提出が必要な場合があります。必ず事前にお問い合わせください。

※世帯の最多納税者の市民税所得割額が46万円以上の場合は、支給の対象となりません。

※それぞれの用具に対して耐用年数が定められており、耐用年数を経過した場合は再給付することが可能です。

※介護保険が適用される方は、☆印の用具については、介護保険の制度が優先されます。

(※1)火災発生の感知及び避難が、著しく困難な重度の障がい者等の単身世帯、及びこれに準ずる世帯のみ

(※2)視覚障がい者の単身世帯、及びこれに準ずる世帯のみ

(※3)意見書欄に○のある用具については、申請の際に意見書の提出が必要です。また、意見書欄に△のある用具については、申請の際に意見書の提出が必要となる場合がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

種別	種目(注1)	対象年齢	対象者	限度額(円)	耐用年数	意見書(注2)
介護・訓練支援用具	☆特殊寝台	18歳以上	下肢又は体幹2級以上 難病患者かつ寝たきりの状態にある者	154,000	8年	○
	☆特殊マット	3歳以上	下肢又は体幹1級 (18歳未満は2級以上) 療育手帳(A)、A	19,600	5年	○
			難病患者かつ寝たきりの状態にある者			
	☆特殊尿器	小学生以上	下肢又は体幹1級 (常時介護を要する方のみ)	67,000	5年	○
			難病患者かつ自力で排尿できない者			
	入浴担架	3歳以上	下肢又は体幹2級以上 (入浴に他人の介助を要する方のみ)	82,400	5年	
	☆体位変換器	小学生以上	下肢又は体幹2級以上(下着交換等に 家族等他人の介助を要する方のみ)	15,000	5年	○
			難病患者かつ寝たきりの状態にある者			
	☆移動用リフト	3歳以上	下肢又は体幹2級以上	159,000	4年	○
			難病患者かつ下肢又は体幹機能に障害のある者			

種別	種目(注1)	対象年齢	対象者	限度額(円)	耐用年数	意見書(注2)
	訓練いす	3歳以上 18歳未満	下肢又は体幹2級以上	33,100	5年	
	訓練用ベッド	小学生以上 18歳未満	下肢又は体幹2級以上 難病患者かつ下肢又は体幹機能に障害のある者	159,200	8年	○
自立生活支援用具	☆入浴補助用具	3歳以上	下肢又は体幹 (入浴に介助を必要とする方) 難病患者かつ入浴に介助を要する者	90,000	8年	○
	☆便器 ①便器 ②手すり	小学生以上	下肢又は体幹2級以上 難病患者かつ常時介護を要する者	①4,450 ②5,400	8年	○
	頭部保護帽	3歳以上	下肢又は体幹、療育手帳㉠、A	12,160	3年	
	T字状・棒状のつえ ①木材製 ②軽金属製	小学生以上	下肢又は体幹	①2,200 ②3,000	3年	
	☆移動・移乗支援用具	3歳以上	平衡機能又は下肢もしくは体幹 難病患者かつ下肢が不自由な者	60,000	8年	○
	特殊便器	小学生以上	上肢2級以上、療育手帳㉠、A 難病患者かつ上肢機能に障害のある者	151,200	8年	○
	電動ペーパーホルダー	3歳以上	上肢又は体幹2級以上又は下肢1級若しくは同程度	48,000	8年	
	火災警報器	制限なし	身体障害者手帳2級以上 療育手帳㉠、A(※1)	15,500	8年	
	自動消火器	制限なし	身体障害者手帳2級以上 療育手帳㉠、A(※1) 難病患者	28,700	8年	○
	電磁調理器	18歳以上	視覚2級以上 療育手帳㉠、A(※2)	41,000	6年	
	歩行時間延長信号機用 小型送信機	小学生以上	視覚2級以上	7,000	10年	
	聴覚障害者用屋内信号装置	18歳以上	聴覚2級以上	87,400	10年	
在宅療養費支援用具	透析液加温器	3歳以上	じん臓3級以上	51,500	5年	
	ネブライザー(吸入器)	制限なし	呼吸器3級以上又は同程度	36,000	5年	△
			難病患者かつ呼吸器機能に障害のある者			○
	電気式たん吸引器	制限なし	呼吸器3級以上又は同程度	56,400	5年	△
			難病患者かつ呼吸器機能に障害のある者			○
	酸素ボンベ運搬車	18歳以上	医療保険における在宅酸素療法を行う方	17,000	10年	
	視覚障害者用体温計 (音声式)	小学生以上	視覚2級以上(※2)	9,000	5年	
	視覚障害者用体重計	18歳以上	視覚2級以上(※2)	18,000	5年	
	視覚障害者用血圧計 (音声式)	18歳以上	視覚2級以上(※2)	15,000	5年	
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	制限なし	難病患者かつ人工呼吸器の装着が必要な方	157,500	5年	

種別	種目(注 1)	対象年齢	対象者	限度額(円)	耐用年数	意見書(注 2)
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	小学生以上	音声機能若しくは言語機能障がい又は肢体不自由者等であって、発声・発語に著しい障がいをする方	98,800	5 年	△
	情報・通信支援用具	小学生以上	視覚又は上肢 2 級以上(周辺機器を使用しなければ情報機器の操作が困難である方のみ)	100,000	6 年	
	点字ディスプレイ	18 歳以上	視覚 2 級以上又は聴覚 2 級以上	383,500	6 年	
	点字器 ①標準型(真ちゅう板製) ②標準型(プラスチック製) ③携帯用(アルミニウム製) ④携帯用(プラスチック製)	小学生以上	視覚	①10,400 ②6,600 ③7,200 ④1,650	標準型 7 年 携帯型 5 年	
	点字タイプライター	小学生以上	視覚 2 級以上(本人が就労若しくは就学し、又は就労が見込まれている方のみ)	63,100	5 年	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー ①録音再生機 ②再生専用機	小学生以上	視覚 2 級以上	①85,000 ②35,000	6 年	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	小学生以上	視覚 2 級以上	99,800	6 年	
	視覚障害者用読書器	小学生以上	視覚	198,000	8 年	
	点字図書	小学生以上	視覚	年間 6 タイトル かつ 24 巻まで	-	
	視覚障害者用時計 ①解読式 ②音声式	18 歳以上	視覚 2 級以上	①10,300 ②13,300	10 年	
	視覚障害者用情報受信装置	小学生以上	視覚 2 級以上	29,000	6 年	
	視覚障害者用音声色彩識別装置		視覚 2 級以上	47,000	6 年	
	暗所視支援眼鏡	学齢児以上	視覚 難病患者	434,500	8 年	○
	聴覚障害者用通信装置	小学生以上	聴覚又は発声、発語に著しい障がいをする方	71,000	5 年	
	聴覚障害者用情報受信装置	小学生以上	聴覚	88,900	6 年	
	人工内耳用外部装置	1 歳以上	聴覚(人工内耳装用者のみ)	200,000	5 年	△
	人工内耳用電池	1 歳以上	聴覚(人工内耳装用者のみ)	月額 2,000	-	
	人工喉頭 ①笛式 ②電動式	小学生以上	音声、言語機能 3 級 (喉頭摘出者のみ)	①5,000 ②70,100	① 4 年 ② 5 年	
排泄管理支援用具	ストマ用装具 (蓄便袋、洗腸用具)	3 歳以上	直腸(ストマ造設者のみ)	8,600	-	
	ストマ用装具(蓄尿袋)	3 歳以上	膀胱(ストマ造設者のみ)	11,300	-	
	収尿器(男性用) ①普通型 ②簡易型	3 歳以上	脊椎損傷等で排尿調節が十分でない方	①7,700 ②5,700	1 年	

種別	種目(注1)	対象年齢	対象者	限度額(円)	耐用年数	意見書(注2)
排泄管理支援用具	収尿器(女性用) ①普通型 ②簡易型	3歳以上	脊椎損傷等で排尿調節が十分でない方	①8,500 ②5,900	1年	
	紙おむつ	3歳以上	身体障害者手帳1級又は脳原性運動機能障害2級以下を持ち、排便排尿の意思表示やトイレでの定期排便便が困難である者、又は療育手帳マルAを持ち、排便排尿の意思表示やトイレでの定期排便便が困難である者、又は膀胱機能障害3級以下、又は直腸機能障害3級以下(ただし、膀胱・直腸機能障害を有する者で、同障害でのストマ用装具との併用は不可とする。)	12,000	-	△

補装具



障がい者等の身体機能を補う補装具の購入・借受け及び修理の費用を支給します。給付を受けようとする場合、事前に申請が必要です。用品購入後の申請は受付ができません。補装具には、それぞれ耐用年数が定められています。

自己負担額

原則 1割負担

※ただし、世帯の所得に応じて、月額負担上限額が設定されます。また、各補装具に設定されている限度額を超えた分についても、申請者の自己負担となります。

窓口

障がい福祉課 23番窓口 ☎839-2333
又は各総合センター・支所(支所は、修理申請のみ受付)

対象者及び用具

身体障害者手帳をお持ちの方及び難病患者等の方。

18歳以上の方は、世帯(本人と配偶者)の最多納税者の市民税所得割額が46万円以上の場合、支給の対象となります。介護保険が適用される方は、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえにおいては、介護保険の制度が優先されます。

申請に必要なもの



- ① 申請書 窓
 - ② 身体障害者手帳又は難病患者等の方は、特定医療(指定難病)受給者証若しくは医師の診断書
 - ③ 見積書
 - ④ 育成医療指定医療機関の医師の作成する意見書(18歳未満の場合)
 - ⑤ 身元確認書類
- ※補装具の種類により、判定会での判定が必要です。また、必要書類が異なります。

障がい区分	交付・修理できる補装具
視覚障がい	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい	補聴器、人工内耳音声信号処理装置(修理のみ)
肢体不自由	義肢、装具、姿勢保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ(T字状・棒状のものを除く) 18歳未満の方のみ：座位保持具、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
肢体不自由かつ言語機能障がい	重度障害者用意思伝達装置
呼吸器又は心臓機能障がい	車いす、電動車いす



ひとり暮らし等の重度身体障がい者で、65 歳未満の方について、緊急事態への対応や日常生活での相談事に対応するサービスです。

対象者

高松市内に住所を有する 65 歳未満のひとり暮らし等で、身体障害者手帳 1 級・2 級をお持ちの方

※65 歳以上の方は、長寿福祉課にも同様の制度がありますが、要件が異なります。詳しくは、長寿福祉課(☎839-2346)へお問い合わせください。

窓口

障がい福祉課 23 番窓口 ☎839-2333 又は各総合センター

申請に必要なもの

- ① 申請書 
- ② 身体障害者手帳

在宅重度障害者訪問診査



訪問して、身体障害者手帳の診断や補装具交付・施設入所等の判定を行うほか、専門の療法士による相談・助言などを行います。

対象者

歩行困難等のため、医療機関や香川県障害福祉相談所等に出向くことが困難な在宅の方で、身体障害者手帳 1 級・2 級程度又は療育手帳 A・A をお持ちの 18 歳以上の方。

ただし、地理的条件により、受診が困難な方に限ります。

窓口

障がい福祉課 23 番窓口 ☎839-2333

住宅改修費の給付



重度障がい者の在宅生活の支援や介助者の負担軽減を図るため、住宅改修工事を行う場合、工事費用の一部(上限額 20 万円)を給付します。原則 1 回限りです。

※必ず工事着手前に御相談ください。

対象となる工事内容

手すりの取付け、段差の解消、床や通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え

対象者

▶次の全てに該当する方

- ① 下肢・体幹機能障がい3級以上(特殊便器への取替えについては、上肢2級以上)の方、又は難病患者の方で下肢・体幹機能に障がいのある方
- ② 小学生以上の方
- ③ 世帯の最多納税者の市民税所得割額が 46 万円未満の方
- ④ 介護保険の対象とならない方

▶次の全てに該当する方

- ① 身体障害者手帳(視覚 1 級・2 級)、療育手帳 A・A 又は精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級のいずれかの手帳をお持ちの方
- ② 生活保護世帯、又は市民税非課税世帯
- ③ 介護保険の対象とならない方

申請に必要なもの

- ① 申請書
- ② 障害者手帳又は難病患者の方は指定難病受給者証
- ③ 住宅改修工事計画書(図面等)
- ④ 工事見積書
- ⑤ カタログ
- ⑥ 住宅改修前の状況を示す写真
- ⑦ 家主の承諾書(借家の場合)
- ⑧ 身元確認書意見書(身体障害者手帳をお持ちの方は、原則不要)

窓口

障がい福祉課 23 番窓口 ☎839-2333 又は各総合センター・支所

身体障害者訪問入浴サービス



家庭において、入浴が困難な寝たきりの方に対して、定期的に巡回入浴車を派遣します。

介護保険が適用される方は、介護保険の制度が優先されます。

対象者 次の全てに該当する方

- ① 高松市内に住所を有する 65 歳未満の方
- ② 寝たきりの身体障がい者
(両下肢、体幹 1 級又はこれに準ずる状態である方)
- ③ 医師が入浴可能と認めた方で、自宅浴槽が利用できない方
- ④ 通所施設での入浴介助を受けられず、本事業以外の制度では入浴介助が受けられない方

窓口

障がい福祉課 23 番窓口 ☎839-2333

申請に必要なもの



- ① 申請書 **窓** (民生委員の寝たきりであるという証明印が必要)
- ② 身体障害者手帳
- ③ 同意書 **窓**
- ④ 医師の診断書
- ⑤ 身元確認書類 **窓**

※申請後、自宅まで入浴車が入れるかどうか等、現地調査を行います。

コミュニケーション支援 ※御利用の際は職員にお声かけください。

手話通訳者設置



市役所(障がい福祉課)に手話通訳者がいます。各課窓口での申請手続の通訳や、相談・助言、その他意見等の伝達の仲介を行います。

手話通訳可能場所

各総合センター(ビデオ電話で遠隔手話通訳のみ)、市役所本庁舎、防災合同庁舎

窓口

障がい福祉課 23 番窓口 ☎839-2333 FAX 821-0086

UD トーク設置



アプリ「UD トーク」搭載タブレットを設置し、音声の文字化、多言語翻訳機能を使用して、各課窓口での申請手続のやりとり等を行います。

設置場所

障がい福祉課、案内所、国保・高齢者医療課、介護保険課、こども家庭課、人権・男女共同参画推進課、危機管理課、各総合センター、こども未来館、健康づくり推進課、みんなの病院

※市役所本庁舎と防災合同庁舎の各課窓口でも御利用いただけます。

窓口

障がい福祉課 23 番窓口 ☎839-2333

ヒアリンググループ設置



会話を聴き取りやすくするヒアリンググループを使用して、各課窓口での申請手続のやりとり等を行います。

設置場所

障がい福祉課、納税課 ※市役所本庁舎と防災合同庁舎の各課窓口でも御利用いただけます。

窓口

障がい福祉課 23 番窓口 ☎839-2333

ヘルプマーク・ヘルプカード

身 知 精 難



義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方に配布しています。

タグ型のヘルプマークと、名刺サイズで名前や緊急連絡先などを記入できるヘルプカードがあります。

窓 口

障がい福祉課 23 番窓口 ☎839-2333 又は各総合センター・支所



たかまつあんしんバンダナ(高松市避難所用バンダナ)

身 知 精 難



災害時に、地域で開設される指定避難所などで、周囲の人に支援が必要であることを伝えられるコミュニケーションツールです。外見からは支援が必要と分かりにくい方(聴覚障がい、内部障がいのある方など)、自分の気持ちや意思を表すのが難しい方などに配布しています。

窓 口

障がい福祉課 23 番窓口 ☎839-2333 又は各総合センター・支所



障がいのある方のための災害対応のてびき・ 障がいのある方をサポートするときの災害対応のてびき

身 知 精 難

【障がいのある方向け】



障がいのある方の災害対応のてびきとして、次の2種類があり、ホームページからダウンロードできます。

<掲載内容>

【障がいのある方向け】

- ・家の中の安全対策、災害情報の入手方法などの日ごろの備え
- ・障がいの種別ごとの非常用持出品リストや災害時の対応 など

【支援者向け】

- ・障がいのある方とのコミュニケーション支援ツールの紹介
- ・障がいの種別ごとの「サポートする時のポイント」 など

【支援者向け】



窓 口

障がい福祉課 23 番窓口 ☎839-2333

災害時における障害者支援施設での受入れ

身 知 精 難



災害が発生した場合やそのおそれがある場合に、在宅での生活が困難となった方やそれが見込まれる方、緊急に避難を要する方を速やかに受け入れることができるよう、7 つの障害者支援施設と受入れ等に関する協定を結んでいます。

相談窓口

障がい福祉課 ☎839-2333

身体障害者補助犬給付

身



身体障害者手帳の交付を受けた人で、日常生活に著しい支障がある人を対象に、盲導犬、介助犬、聴導犬の給付申込を受け付けています。

窓 口

障がい福祉課 23 番窓口 ☎839-2333



障害福祉サービス等

障害福祉サービス

身 知 精 難



障がい者が地域で自立した生活が送れるように支援するための制度です。

対象者

身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、及び難病患者等の方

※なお、障がいの種別や障害支援区分(どの程度サービスが必要な状態)等により、受けられるサービスが異なります。

サービスの種類 (児)障害児通所支援 (地)地域生活支援事業

日中活動系サービス	入所施設等で、昼間の活動を支援するサービスです。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活機能向上のための訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援(A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに知識及び能力向上のための訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人が、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように、企業や自宅への訪問、来所により、必要な支援を行います。
児童発達支援 (児)	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援 (児)	重度の障がいなどで、通所での支援の利用が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して、児童発達支援を行います。
放課後等デイサービス (児)	学校通学中の児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上の訓練等を行います。
保育所等訪問支援 (児)	保育所等を利用中の児童に集団生活への適応訓練等を行います。また、保育所等の職員に対する支援方法等の助言を行います。
日中一時支援事業 (地)	施設において日中活動の場を提供し、在宅の障がい者や障がい児、及びその家族の介護負担の軽減を図ります。
地域活動支援センター事業 (地)	創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、様々な活動を支援する場として、障がい者の地域生活を支援します。
重度障害者入院時コミュニケーション支援事業 (地)	重度障がいのある方が、入院時に発語困難等により、医療従事者との意思疎通が困難な場合に、意思疎通に熟達した者の派遣を支援します。

訪問系サービス	在宅で介護を受けたり、通所などで利用するサービスです。
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅等で入浴や排せつ、食事などの介助、外出時の移動支援などを行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、1 人での外出が困難な人に対して、外出時の移動の支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより、1 人での外出が困難な人に対して外出時の移動の支援を行います。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設で介護を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。
自立生活援助	施設を利用していた障がいのある人が、ひとり暮らしを始めた時に、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援を行います。
移動支援事業 (地)	外出時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。

居住系サービス	入所施設等で住まいの場を提供するサービスです。
施設入所支援	施設に入所し、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

※障害福祉サービスの中には、介護保険と重複するサービスがあり、その場合は原則として介護保険が優先されます。
そのため、65 歳以上の方、40 歳～64 歳で特定疾病に該当する方は、介護保険の認定申請が必要となります。



相談・申請	高松市又は基幹相談支援センター(参照29ページ)に相談します。 相談の結果、サービスが必要な場合は、市に申請します。
調 査	市の職員等が、障がいの状況についての調査を行います。
審査・判定	調査の結果を基に、審査会で審査・判定が行われ、どの程度サービスが必要な状態か(障害支援区分)が決められます。医師の意見書が必要な場合があります。
サービス等利用計画案の作成、支給決定	相談支援事業所より、サービス等利用計画案を作成し、市に提出します。 市はそれらを踏まえて、サービスや支給量等を決定し、受給者証を交付します。
事業者と契約	支給が決定したら、サービスを利用する事業所を選択して、サービス利用に関する契約を結びます。
サービスの利用開始	受給者証を事業所に提示して、サービスを利用します。一定期間ごとに、モニタリング(サービス等利用計画の見直し)が行われます。

利用者負担

原則 1 割負担。ただし、世帯の所得に応じて、月額負担上限額が認定されます。

▶世帯の範囲

- ・18 歳以上の障がい者(施設に入所する 18、19 歳を除く)：障がい者本人及び配偶者のみ
- ・18 歳未満の障がい児(施設に入所する 18、19 歳を含む)：保護者の属する住民票上の世帯

▶障がい者の利用者負担

区 分	対象となる世帯	月額負担上限額
生活保護	生活保護世帯の方	0 円
低所得	市民税非課税世帯の方	0 円
一般 1	市民税課税世帯で、市民税所得割 16 万円未満の方 ※入所施設利用者(20 歳以上)、グループホーム利用者を除く。	9,300 円
一般 2	上記以上の方	37,200 円

▶障がい児の利用者負担

区 分	対象となる世帯	月額負担上限額
生活保護	生活保護世帯の方	0 円
低所得	市民税非課税世帯の方	0 円
一般 1	市民税課税世帯で、市民税所得割 28 万円未満の方	在宅で生活する場合 4,600 円
		入所施設利用の場合 9,300 円
一般 2	上記以上の方	37,200 円



サービスの名称	内 容
高額障害福祉サービス等給付費及び 高額障害児通所給付費	世帯における利用者負担額が、月額負担上限額を超えた金額について、 高額障害福祉サービス等給付費、又は高額障害児通所給付費として支給されます。 条件 同じ世帯に障害福祉サービスや障害児通所支援等を利用する方が複数いる場合等
新高額障害福祉サービス等給付費	介護保険移行後に利用した障害福祉サービスに類似する介護保険サービスの利用負担額が、 新高額障害福祉サービス等給付費として支給されます。 条件 65 歳に達する日前 5 年間にわたり、特定の障害福祉サービスを利用していた方で一定の要件を満たす場合
地域生活支援事業利用者負担額助成金	それぞれのサービスの月額負担上限を一つに合わせた額が、月額負担上限額を超えた金額について、地域生活支援事業利用者負担額助成金として支給されます。 条件 同一月内に、①障害福祉サービス(入所は対象外)、②障害児通所支援、③地域生活支援事業、④日常生活用具給付事業、⑤補装具費、⑥重度障害者入院時コミュニケーション支援事業のサービスを利用する場合
多子軽減措置	障害児通所支援(児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)を利用している児童と同じ世帯に、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学級幼稚部、障害児通所支援施設に通う兄、若しくは姉がいる等の場合、利用者負担を軽減します。 障害児通所支援を利用している児童が { 第2子の場合 : 費用の 5/100 と、月額上限額を比較して低い方 第3子以降の場合 : 無償
就学前の障害児通所支援の無償化	満 3 歳になって初めての 4 月 1 日から 3 年間、障害児通所支援(児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)を利用している児童の利用者負担を無料とします。

相 談

障害者相談支援事業

身 知 精 難



障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がい者等の権利擁護のために、必要な援助を行います。

窓 口

障がい福祉課 23 番窓口 ☎839-2333

種別	事業者	住所	☎TEL
身体	障害者生活支援センターたかまつ	高松市田村町 1114	087-815-0330
	障害者生活支援センターあい	高松市前田東町 585-21	087-847-1021
知的	障害者相談支援センターりゅううん	高松市仏生山町甲 2436-1	087-815-5266
	地域生活支援センターこだま	高松市木太町 1997-3	087-802-2660
精神	地域活動支援センタークリマ	高松市牟礼町原 883-16	087-845-0335
	障害者地域生活支援センターほっと	高松市川島東町 1914-1	087-840-3770
	相談支援事業所ライブサポートセンター	高松市岡本町字上新開 60-1	087-815-7877
	オリーブ	小豆島町池田 2519-7	0879-75-2310
	中讃地域生活支援センター	坂出市加茂町 700-13	0877-56-3200
	相談支援事業所わかたけ	坂出市川津町 1826-19	0877-59-0582
	地域生活支援センターありあけ	観音寺市柞田町甲 1340-4	0875-57-5501

障害者相談員

身 知



市内に、身体障害者相談員及び知的障害者相談員がおられます。
主に、身体障がい者及び知的障がい者の保護者の中から選ばれ、皆さんの困りごとや悩みごと等の相談に、親身になって応じてくれます。

窓 口

▶身体障害者相談員 障がい福祉課 23 番窓口 ☎839-2333

▶知的障害者相談員

高松市知的障害児者ネットワーク みんなの広場 ☎880-3041 FAX 880-3042

高松市福岡町二丁目 24 番 10 号 高松市社会福祉協議会 福祉コミュニティセンター高松 東館 3 階

成年後見制度



認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者などで、判断能力が不十分な状態にある人の財産管理や介護サービス、障害福祉サービスの利用契約などを成年後見人等が行い、このような人を保護する制度です。

窓口

権利擁護センター（高松市社会福祉協議会内） 高松市福岡町二丁目24番10号

☎811-5250 FAX 811-5256

成年後見制度利用支援事業



判断能力が不十分な知的障がい者や精神障がい者などが、成年後見制度を円滑に利用できるよう、市長が法定後見制度の申立て等を行うほか、申立費用や後見人等の報酬を負担するものです。

対象者

身寄りがいないなど親族等による法定後見の開始の審判の開始が期待できない方

また、申立費用や後見人等の報酬の負担が困難な方

窓口

▶65歳未満の方：障がい福祉課 23 番窓口 ☎839-2333

▶65歳以上の方：地域包括支援センター ☎839-2811

障害者差別解消法※を知っていますか？

※正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月施行）



障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会を目指しています。民間事業者による障害者への合理的配慮については「努力義務」となっていましたが、令和6年4月1日から「法的義務」へと改められました。

▶障がいのある人とは

- ・身体・知的・精神・発達障がいのある人
- ・心身の機能障がいのある人で、障がい及び社会的障壁によって継続的に日常生活や社会生活が、困難になっている人

▶不当な差別的取扱いの禁止

障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否・制限すること
（例）施設の利用や習い事の入会を断ること、バスやタクシーの乗車を断ること

▶合理的配慮の提供

何らかの配慮を求められた場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行わなければいけません。

（例）筆談、文章の読み上げ、ゆっくりと丁寧な説明など、障がいの特性に応じたコミュニケーションの方法を工夫して、情報をうまく提供できるような配慮をすること

相談窓口

障がい福祉課 23 番窓口 ☎839-2333

（障がいを理由とする差別に関わる相談に応じています。）

各種相談窓口



障がい者又は障がい者の家族の情報交換や互助を目的とした各種団体があり、支援や情報提供など、障がい者や関係者からの様々な相談に応じています。詳細は、各団体にお問い合わせください。

市外局番(087)

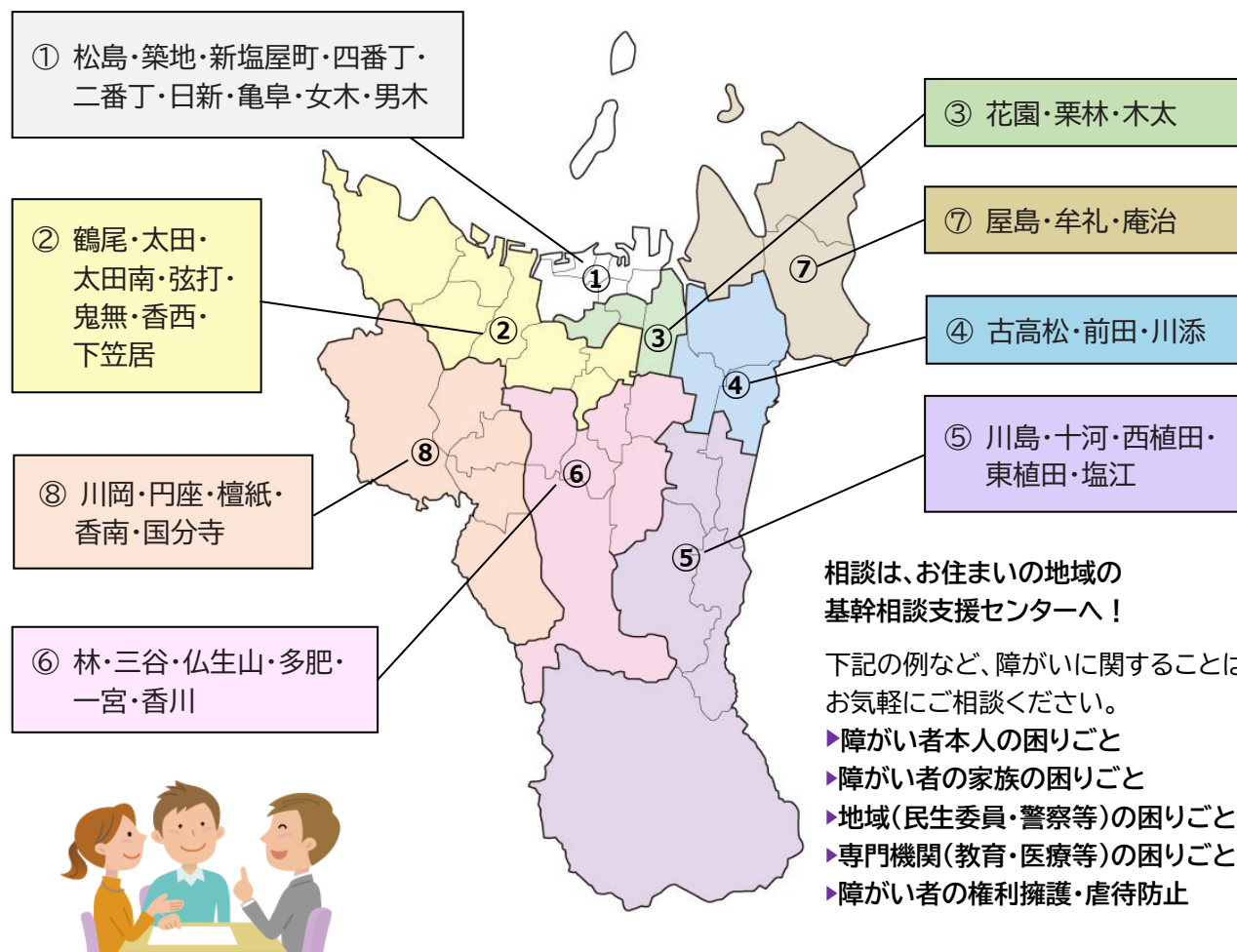
名 称	住 所	TEL	FAX
身体障害者福祉センター「コスモス園」	高松市福岡町二丁目24番10号 高松市社会福祉協議会	880-3574	880-3575
一般財団法人高松市身体障害者協会	福祉コミュニティセンター高松 東館3階	880-1643	880-1644
高松市肢体不自由児者父母の会	高松市香川町川東上 1484-1 (事務局・村上)	090-1326-6141	—
香川県視覚障害者福祉センター	高松市番町一丁目 10-35 香川県社会福祉総合センター4階	812-5563	861-1566
香川県聴覚障害者福祉センター (公益社団法人香川県聴覚障害者協会)	高松市太田上町 405-1	868-9200	868-9201
香川県中途失聴・難聴者協会	高松市上林町 104-2 (事務局・湯浅)	(連絡所)香川県聴覚 障害者福祉センター 868-9200	889-0562
香川県難聴児(者)親の会	高松市川島東町 214-2 (有)高松ソリューション	880-7700	880-7701
香川県障害福祉相談所	高松市田村町 1114 かがわ総合 リハビリテーションセンター内	867-2696	867-3050
高松市知的障害児者ネットワーク みんなの広場 (日本ダウン症協会香川支部)	高松市福岡町二丁目24番10号 高松市社会福祉協議会 福祉コミュニティセンター高松 東館3階(みんなの広場内)	880-3041	880-3042
社会福祉法人 香川県手をつなぐ育成会	高松市檀紙町八幡 1452-2 (事務局)	816-2586	816-1971
児童発達支援センター「香川こだま学園」	高松市木太町 1997-3	861-7621	861-7368
香川県自閉症協会	高松市三谷町 3851 ウインドヒル内	888-4277	888-4278
障害者就業・生活支援センター「オリーブ」	高松市御厩町 546-1	816-4649	813-7649
香川県精神保健福祉センター	高松市松島町一丁目 17-28	804-5566	835-5474
こころの電話相談	香川県高松合同庁舎 4 階	833-5560	—
精神医療相談窓口	—	0877-48-0422	—
香川県発達障害者支援センター 「アルプスカガワ」 (かがわ高次脳機能障害支援センター)	高松市田村町 1114 かがわ総合リハビリテーション センター内	866-6001 (883-8200)	867-0420

基幹相談支援センター



障がい者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、障がいの種別にかかわらず、総合的・専門的な相談や情報提供・助言、既存の障害福祉サービス事業所等との連携調整などを行います。

相談できる日時 月～金曜日 9:00～17:00(祝日、年末年始を除く。)



市外局番(087)

		管轄する基幹相談支援センター	住 所	TEL
中核拠点	①	高松市障がい者基幹相談支援センター ※中核拠点として、市内全域を管轄するとともに、上記の地域を担当する。	高松市福岡町二丁目24番10号 高松市社会福祉協議会 福祉コミュニティセンター高松 東館 2 階	880-7012
地域拠点	②	障害者生活支援センターたかまつ	高松市田村町 1114	815-0330
	③	地域生活支援センターこだま	高松市木太町 1997-3	802-1036
	④	障害者生活支援センターあい	高松市前田東町 585-21	847-1021
	⑤	障害者地域生活支援センターほっと	高松市川島東町 1914-1	840-3770
	⑥	障害者相談支援センターりゅううん	高松市仏生山町甲 2436-1	815-5266
	⑦	地域活動支援センタークリマ	高松市牟礼町原 883-16	845-0335
	⑧	相談支援事業所ライブサポートセンター	高松市岡本町字上新開 60-1	815-7871



みんなで障がい者を虐待から守りましょう！

平成24年10月に障がい者の権利を守る法律「障害者虐待防止法」が施行されました。
障がい者への虐待に関わる通報、相談などは、高松市障がい者虐待防止センターに御連絡ください。
障がい者への虐待をなくすために、御協力をお願いします。

虐待に気づいたら、通報、相談を！

高松市障がい者虐待防止センター

高松市番町一丁目8番15号（高松市障がい福祉課）

TEL：087-839-2333 FAX：087-821-0086

▶ 休日・夜間窓口 TEL：087-839-2258（高松市役所守衛室）

対象となる障がい者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む）、その他心身に障がいがある方で、障がいや社会的障壁によって継続的に日常生活や社会生活が困難になっている方です。
障害者手帳を持っていない方も含まれます。

障がい者虐待の種類

- ① 養護者による虐待 家族や親族、同居している人による虐待
- ② 障害者福祉施設従事者等による虐待 障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働いている人による虐待
- ③ 使用者による虐待 障がい者を雇っている事業主等による虐待



障がい者虐待の例

身体的虐待

平手打ちする、殴る、蹴る、壁に叩きつける、つねる、身体拘束、薬を飲ませる、無理矢理食べ物や飲み物を口に入れる など



性的虐待

性交、性的行為の強要、裸にする、性器への接触、本人の前でわいせつな言葉を発する、わいせつな映像を見せる など



心理的虐待

怒鳴る、ののしる、悪口を言う、成人の障がい者を子ども扱いする、無視する など



放棄、放任 （ネグレクト）

食事や水分を十分に与えない、汚れた衣類を取り替えない、排泄の介助をしない、病院に連れて行かない、学校に行かせない など



経済的虐待

年金や賃金を渡さない、預貯金を勝手に使う など



高松市役所 関係窓口一覧

※今後、組織機構の見直しなどにより、市役所の窓口が変更になる場合があります。

市外局番(087)

名 称	住 所	窓 口	TEL	FAX
障がい福祉課	〒760-8571 高松市番町一丁目 8-15	2 階 23 番	839-2333	821-0086
市民課		1 階 6 番 (国民年金係)	839-2322	839-2280
国保・高齢者医療課		1 階 9 番 (長寿医療係)	839-2315	839-2314
介護保険課		1 階 27 番、28 番	839-2326	839-2337
市民税課		2 階 14 番、15 番	839-2233	839-2230
生活福祉第一課 生活福祉第二課		2 階 21 番	839-2343	839-2336
長寿福祉課		2 階 22 番	839-2346	839-2352
広聴広報・ シティプロモーション課		5 階	839-2161	861-1559
こども保育教育課		6 階 25 番	839-2358	839-2360
こども家庭課		6 階 26 番	839-2353	839-2360
市営住宅課		7 階	839-2541	839-2547
選挙課		11 階	839-2644	839-2643
健康づくり推進課	〒760-0074 高松市桜町一丁目 9-12		839-2363	839-2367
総合教育センター	〒760-0060 高松市末広町 5		811-2161	811-2170
中央図書館	〒760-0014 高松市昭和町一丁目 2-20 サンクリスタル高松 1・2 階		861-4501	837-9114
夢みらい図書館	〒760-0068 高松市松島町一丁目 15-1 ミライエ 2 階		833-7727	833-7725
香川図書館	〒761-1706 高松市香川町川東上 1865 番地 13 香川総合センター隣		879-8970	879-8972
牟礼総合センター	〒761-0188 高松市牟礼町牟礼 302-1		845-2111	845-7571
山田総合センター	〒761-0442 高松市川島本町 191-10		848-0165	848-0208
仏生山総合センター	〒761-8078 高松市仏生山町甲 218-1		889-4907	889-7754
香川総合センター	〒761-1795 高松市香川町川東上 1865-13		879-3211	879-8275
勝賀総合センター	〒761-8014 高松市香西南町 476-1		882-7770	882-7771
国分寺総合センター	〒769-0192 高松市国分寺町新居 1298		874-1111	874-5877
庵治支所	〒761-0187 高松市庵治町 6393-5		871-3111	871-3115
塩江支所	〒761-1592 高松市塩江町安原下第2号 1645		897-0131	897-0138
香南支所	〒761-1493 高松市香南町由佐 1172		879-3111	879-3110

発 行／高松市健康福祉局 福祉事務所 障がい福祉課 (令和 7 年 4 月現在)

連絡先／〒760-8571 高松市番町一丁目 8 番 15 号 TEL／839-2333 FAX／821-0086

メール／syoufuku@city.takamatsu.lg.jp URL／<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp>